

国民年金保険料控除証明書の再発行

●再発行が可能です

国民年金保険料の控除証明書が届かない、または無くした場合は再発行ができます。

☎ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

☎二戸年金事務所 ☎ 0195-23-4111

INFORMATION

個人事業税の申告は振興局で

個人で事業を営んでいる人は、平成30年中の事業所得等を振興局に申告する必要があります。※所得税や住民税の申告をする場合は不要です。

詳しくは県ホームページ「けんぜいねっと」(www.pref.iwate.jp/zei/index.html)をご覧ください

☎ 県北広域振興局県税室 ☎ 53-4986

国保税 納付に困ったら相談を

国民健康保険は、加入者(被保険者)が国民健康保険税を出し合って運営されている医療制度です。特別な事情がなく国民健康保険税を滞納している場合は、短期間の保険証を交付したり、医療費全額を負担いただくなどの手続きを取るようになります。納付が困難な場合はお早めにご相談ください。

☎ 保険証に関すること……市民課 ☎ 52-2118

☎ 納付に関すること…収納対策課 ☎ 52-2368

事前準備にご協力を

●事前に計算しておいてください

申告会場は大変混雑するため、事前に次の2点を済ませておいてください。

なお、混雑時は、準備が整っている人から受付する場合がありますので予めご了承ください。

①収入、経費項目の仕分け・計算

②医療費控除の明細書作成(領収書の計算)

各地区での巡回申告受付相談

月日	時間	対象	会場	
2/7(木)	9:30~12:00	関、霜畑	山形総合センター	
	13:00~15:00	小国		
8(金)	9:30~12:00	荷軽部、来内、繋		
	13:00~15:00	日野沢、戸呂町		
12(火)	9:30~14:00	川井		
13(水)	9:30~12:00	山根		山根市民センター
14(木)	9:30~12:00	侍浜		侍浜市民センター
15(金)	9:30~12:00	宇部		宇部市民センター

※混雑を避けるため、対象地域にお住まいの人のみの受付としますが、どうしても都合がつかない場合は問い合わせください。

市県民税、国民健康保険税などの

申告受付相談

2.18.月▶3.15.金

■会場…税務課(市役所1階)

■時間…平日8:45~17:00(月曜日は18時まで)

※終了時間前までに、余裕をもってお越しください

☎ 税務課 ☎ 52-2114

申告相談に必要なもの

■印鑑、預金通帳

預金通帳は、還付金の受け取りや口座振替に使用します。口座番号などを書いたメモでも構いません。

■本人確認書類

申告者本人や扶養親族などの個人番号(マイナンバー)の記載が必要ですので、下記の本人確認書類をお持ちください。(添付は不要)

■マイナンバーカードをお持ちの場合

マイナンバーカード(両面の写しでも可)の提示

■マイナンバーカードをお持ちでない場合

次の①、②(写しでも可)の提示

- ①通知カードまたはマイナンバーが記載してある住民票
- ②運転免許証、パスポート、健康保険証、障害者手帳、年金手帳など

■平成30年中の所得が分かる書類

- ①源泉徴収票(給与や公的年金等)や支払調書(報酬など)
- ②収支内訳書(営業や農業、不動産などの所得がある人は、収入や経費、所得などが分かるもの)

■所得控除の内容を証明する書類

- ①医療費の明細書(領収書や補てんされた金額がわかるもの)や医師の発行するおむつ証明書
 - ※平成29年分申告から、明細書を提出すれば領収書は不要になりました
 - ②国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料、寄附金などの領収書や証明書
 - ③国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
 - ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(※)
 - ※上記④の手帳をお持ちでない人でも、久慈市内に住所を有する65歳以上の人で、次の2つの要件を満たす人は障害者控除を受けられます。詳しくは問い合わせください
 - ①要介護度1~5
 - ②認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ~M、または障害高齢者の日常生活自立度がランクA~C
- ☎ 社会福祉課 ☎ 52-2119

■申告書が必要な人は連絡を

申告書は市から送付せず、相談会場で作成します。事前に申告書が必要な場合は問い合わせください。

申告が必要な人

平成31年1月1日現在、久慈市に住所があり、平成30年中の所得が次のいずれかに該当する人は、市県民税、国民健康保険税の申告が必要です。

※税務署に所得税の確定申告書を提出した場合(電子申告を含む)は、市役所での申告は必要ありません

給与収入があった人 (パート収入を含む)	給与収入がない人
<ul style="list-style-type: none"> ■平成30年中に退職した人や、年末調整が済んでいない人 ■年末調整した給与以外の所得(営業、農業、不動産、雑年金など)、一時、譲渡などがあった人 ■2カ所以上から給与を支給されている人 	<ul style="list-style-type: none"> ■所得が公的年金等のみで、扶養や社会保険料などの所得控除を受ける人 ■営業、農業、不動産、雑(公的年金以外)、一時、譲渡などの所得があった人 ■所得が非課税収入(遺族年金、障害年金、失業保険など)のみの人 ■久慈市外に住んでいる人に扶養されている人 ■収入がなく、扶養されていない人
<p>※所得が1,000万円超の人に扶養されている配偶者は申告が必要な場合があります。詳しくは問い合わせください</p>	

●年金受給者の人も確認しましょう

公的年金の収入が400万円以下で、かつ公的年金以外の所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、公的年金以外の所得がある場合は市役所へ住民税申告をする必要があります。

また、収入が公的年金のみの場合でも所得控除(年金天引き以外の社会保険料控除、扶養控除など)を申告することにより市県民税が減額される場合がありますので忘れずに申告してください。申告が必要かどうか、判断が難しい場合は、問い合わせください。

●申告は期間内に忘れずに

市営住宅の入居、児童手当、保育園の入園、公的年金や融資などの手続きには税の証明書が必要です。申告をしないと、これらの手続きに必要な税の証明書の交付が受けられなくなる場合があります。また、国民健康保険に加入している人は、国民健康保険税の軽減などの適用が受けられなくなります。忘れずに申告しましょう。

税務署からのお知らせ

確定申告はお早めに！

ご自宅のパソコンで申告書の作成を <申告は、ネットで便利なe-Taxや郵送で>

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(www.keisan.nta.go.jp)では、e-Tax(電子申告)や書面作成がいつでも利用可能。ご自宅などで気軽に申告書を作成し、e-Taxや郵送で提出することができます。ぜひお試しください。

申告書等の作成相談を希望される方へ <申告書等作成会場開設のお知らせ>

会場ではご自身でパソコン操作をしていただきます

1 開設場所 久慈税務署1階会議室(久慈市川崎町15-15)

※ご来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください

2 開設期間 2月18日(月)~3月15日(金)(土、日を除く)

※会場開設期間前は、申告書作成会場を設置していません。

少ない職員での対応となり、長時間お待ちいただく場合がありますので、会場開設期間中にお越しください

3 開設時間 9時~17時

※申告書作成会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合があります。なるべく早めにお越しください。混雑の状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

☎久慈税務署 ☎ 53-4161

☎確定申告書等作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901